

2021年 APPLIC 講演会

本内容は、前田みゆきの私見や解説を含みます。

# 自治体システムの標準化について

2021/6/15

総務省 地域情報化アドバイザー  
前田 みゆき

- 
1. 標準化の背景
  2. 当初の標準化
  3. 進化する標準化のあり方
  4. Gov-Cloudへの移行
  5. 自治体の移行作業

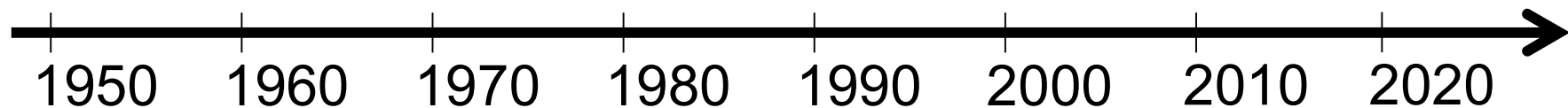
---

# 1. 標準化の背景

# 1.1 自治体システムの進化

## ●情報システムの進化

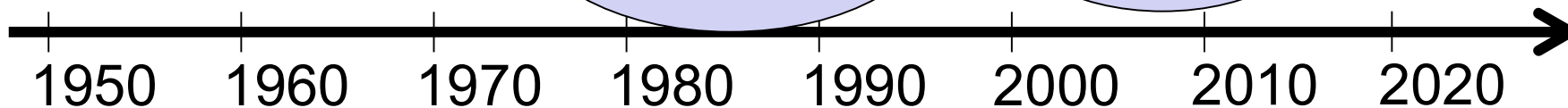
第1期 (1950年後半～1970年 後半)	第2期 (1970年後半～1990年 後半)	第3期 (1990年後半～)
メインフレームの時代	クライアント／サーバ(C/S)の時代	インターネット／クラウドの時代
大規模:庁内 中小規模:受託計算センター	大規模:庁内 中小規模:庁内へ	大規模:庁内 中小規模:クラウド(D/S)



# 1.1 自治体システムの進化

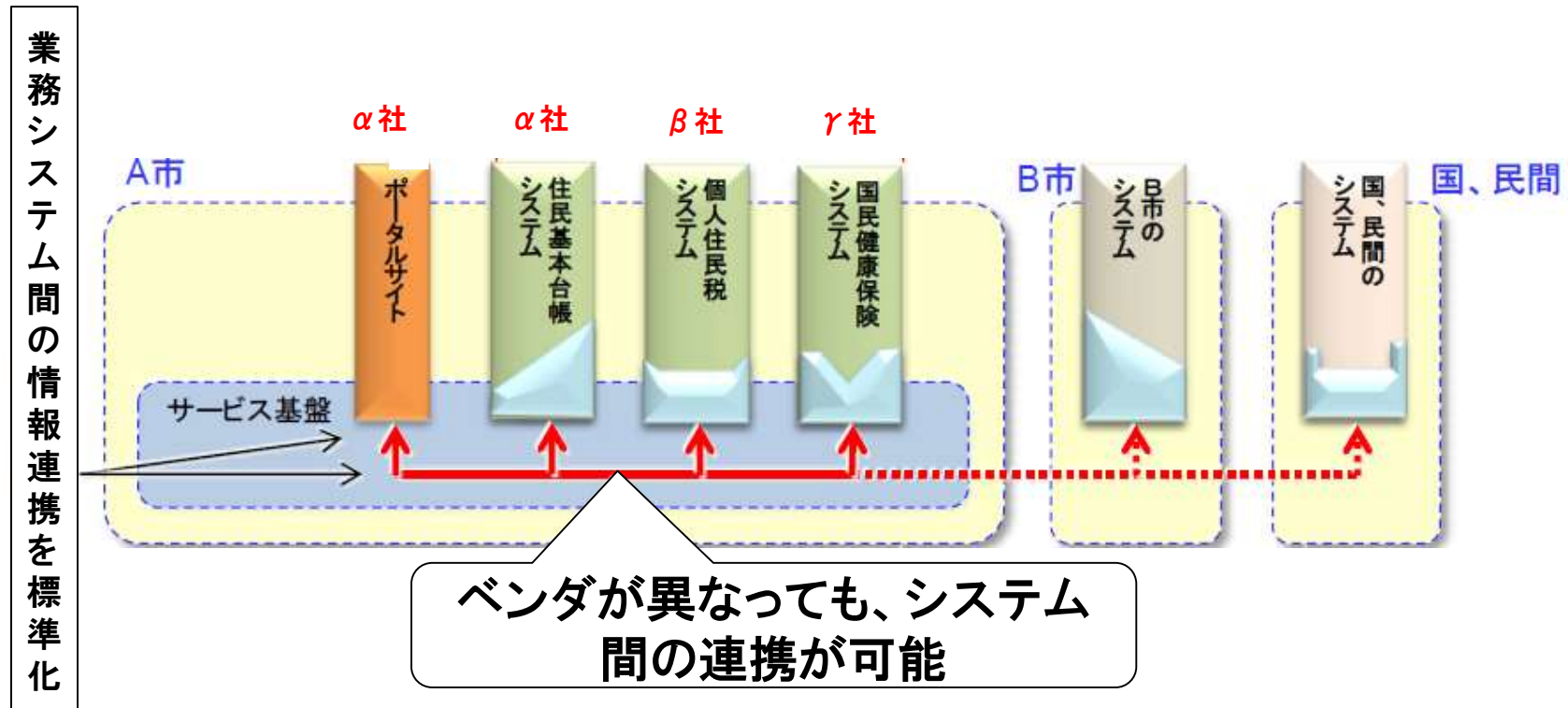
## ●情報システムの進化と標準化

第1期 (1950年後半～1970年 後半)	第2期 (1970年後半～1990年 後半)	第3期 (1990年後半～)
メインフレームの時代	クライアント/サーバ(C/S)の時代	インターネット/クラウドの時代
大規模: 庁内 中小規模: 受託計算センター	大規模: 庁内 中小規模: 庁内へ	大規模: 庁内 中小規模: クラウド(D/S)
●大規模: 個別 ●中規模: 100 ●小規模: 計算センター毎個別	●大規模: 個別 ●中規模: 2000~	●大規模: 個別 ●中規模: 600 ●小規模: 体



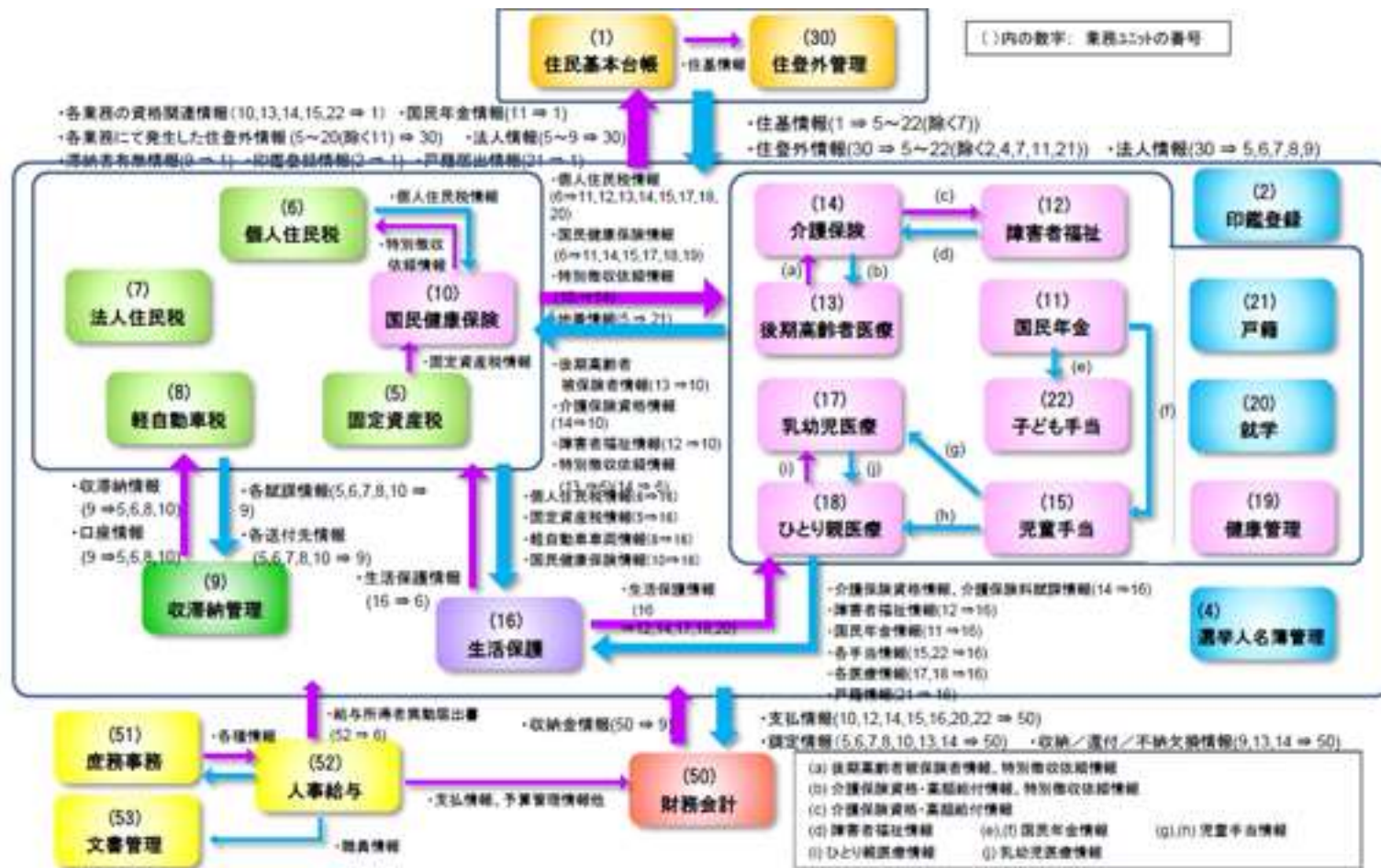
## 1.2 これまでの標準化の取り組み(1)

- 自治体の業務システムの調達に複数のベンダが参入でき、マルチベンダ化を進めるために、業務システム間の情報連携を標準化



# 1.2 これまでの標準化の取り組み(1)

地域情報プラットフォーム標準仕様：  
ベンダ主体で26業務システム間の連携要件(インターフェース仕様)を定義



## 1.2 これまでの標準化の取り組み(2)

- 2018年度の国保制度改革において、市町村の負荷軽減のために、国が標準システムを開発・無償配布

### 導入状況

現行システムの契約更新時期に合わせて導入を推進しているが、2018年度に導入した自治体は257団体。

その後、更新時期に合わせて導入を推進しているが、あまり進んでいない。

### 導入が進まない理由

多くの市町村では総合住民情報システム(オールインワンパッケージ)を導入しており、国保のみ国から提供されても他システムと連携する必要があり、非効率となる場合がある。

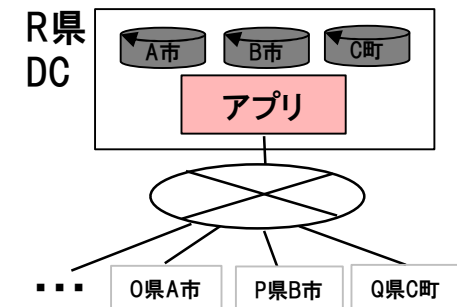
競争原理が働かなくなるとの指摘もあり。

## 1.2 これまでの標準化の取り組み(3)

- クラウド技術を利用することにより、標準化が進む
- ベンダクラウドと自治体クラウドが存在

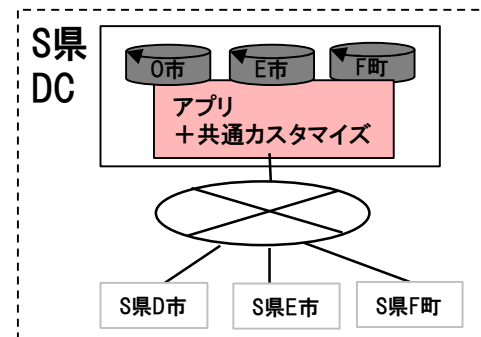
### ●ベンダクラウド

- ベンダのアプリをカスタマイズせずに利用(個別契約)
- ベンダのDCを全国の団体が利用
- アプリに業務を合わせる形での標準化



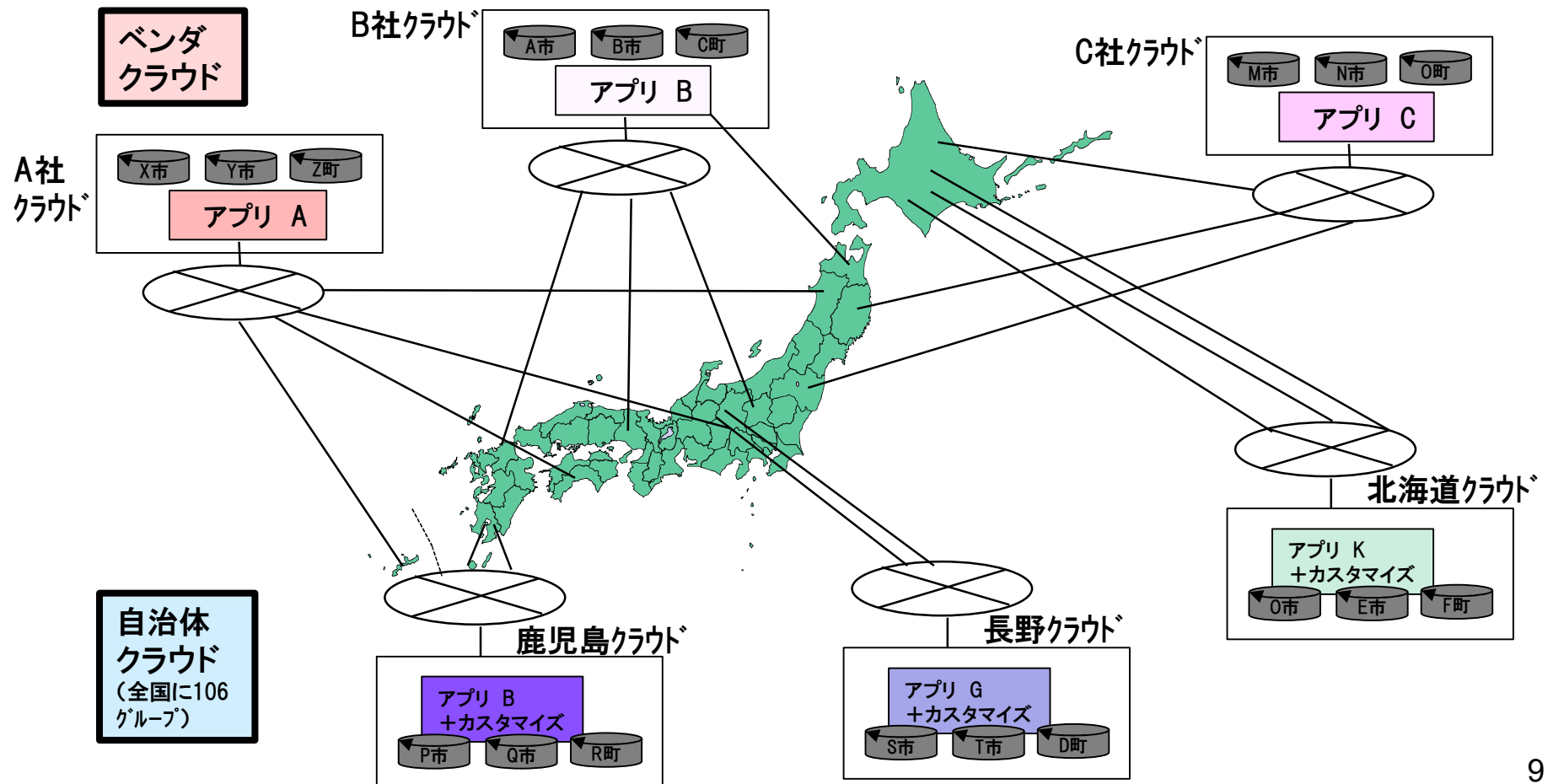
### ●自治体クラウド

- 複数団体が共同化で協定を締結
- 協定団体で自主的に共同化・標準化を推進
- 利用する近隣のDC指定(ベンダのDCもあり)
- アプリを共通カスタマイズ
- 共通カスタマイズの要件整理・合意が大変!



## 1.2 これまでの標準化の取り組み(3)

- クラウド化市町村は、1,279団体(2020.4)
- うち、自治体クラウドは、611団体106グループ
- 同一クラウド内は同一アプリ(クラウドが異なれば、アプリも異なる)



---

## 2. 当初の標準化

## 2.1 自治体システム等標準化検討会

# ●自治体システム等標準化検討会にて、自治体の情報システムや様式・帳票の標準化を検討(2019年8月～)

### <構成員>

庄司 昌彦 武蔵大学社会学部教授 (座長)  
 後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長 (分科会長)  
 渡邊 康之 筑西市企画部情報政策課係長  
 岡田 寿史 前橋市政策部情報政策課長  
 摩尼 真 町田市財務部市民税課担当課長  
 坪田 充博 日野市総務部情報システム課長  
 福田 達夫 藤沢市総務部IT推進課長  
 山澤 浩幸 三条市総務部情報管理課長  
 金泉 嘉昭 出雲崎町町民課長  
 倉田 司 飯田市民協働環境部市民課長  
 野口 泰弘 神戸市民参画推進局住民課システム担当係長 (～R2.3)  
 西海 貴俊 神戸市行財政局住民課システム担当係長 (R2.4～)  
 鎌田 英希 倉敷市企画財政局企画財政部副参事兼情報政策課長  
 津留 薫 久留米市市民文化市民課課長補佐  
 福永 浩二 大崎町住民環境課課長補佐  
 林 博孝 神奈川県町村情報システム共同事業組合主幹  
 川島 正治 全国知事会調査第一部長  
 内村 義和 全国市長会行政部長  
 小出 太朗 全国町村会行政部長  
 樋口 浩司 地方公共団体情報システム機構  
 住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長  
 佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構研究開発部長  
 吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長  
 三木 浩平 内閣官房情報通信技術総合戦略室政府CIO補佐官  
 三橋 一彦 総務省自治行政局住民制度課長  
 植田 昌也 総務省自治行政局市町村課長 (R2.7まで行政経営支援室長)  
 田中 良斉 総務省自治行政局行政経営支援室長 (R2.7～)  
 神門 純一 総務省自治行政局地域情報政策室長  
 磯 寿生 総務省情報流通行政局地域通信振興課長 (～R2.7)  
 金澤 直樹 総務省情報流通行政局地域通信振興課長 (R2.7～)  
 大森 一顕 総務省サイバーセキュリティ統括官付参事官 (～R2.7)  
 中溝 和孝 総務省サイバーセキュリティ統括官付参事官 (R2.7～)

### <準構成員>

長友 悟 株式会社RKKコンピューターサービス  
 小下 己鶴 Gcomホールディングス株式会社  
 松下 邦彦 株式会社TKC  
 竹前 久 株式会社電算  
 藤野 正則 日本電気株式会社  
 矢留 宏治 株式会社日立システムズ  
 大村 周久 富士通株式会社

### <その他>

構成員・準構成員の他、住民記録システムを自治体に対して提供している事業者が広くオブザーバとして検討会に参加。



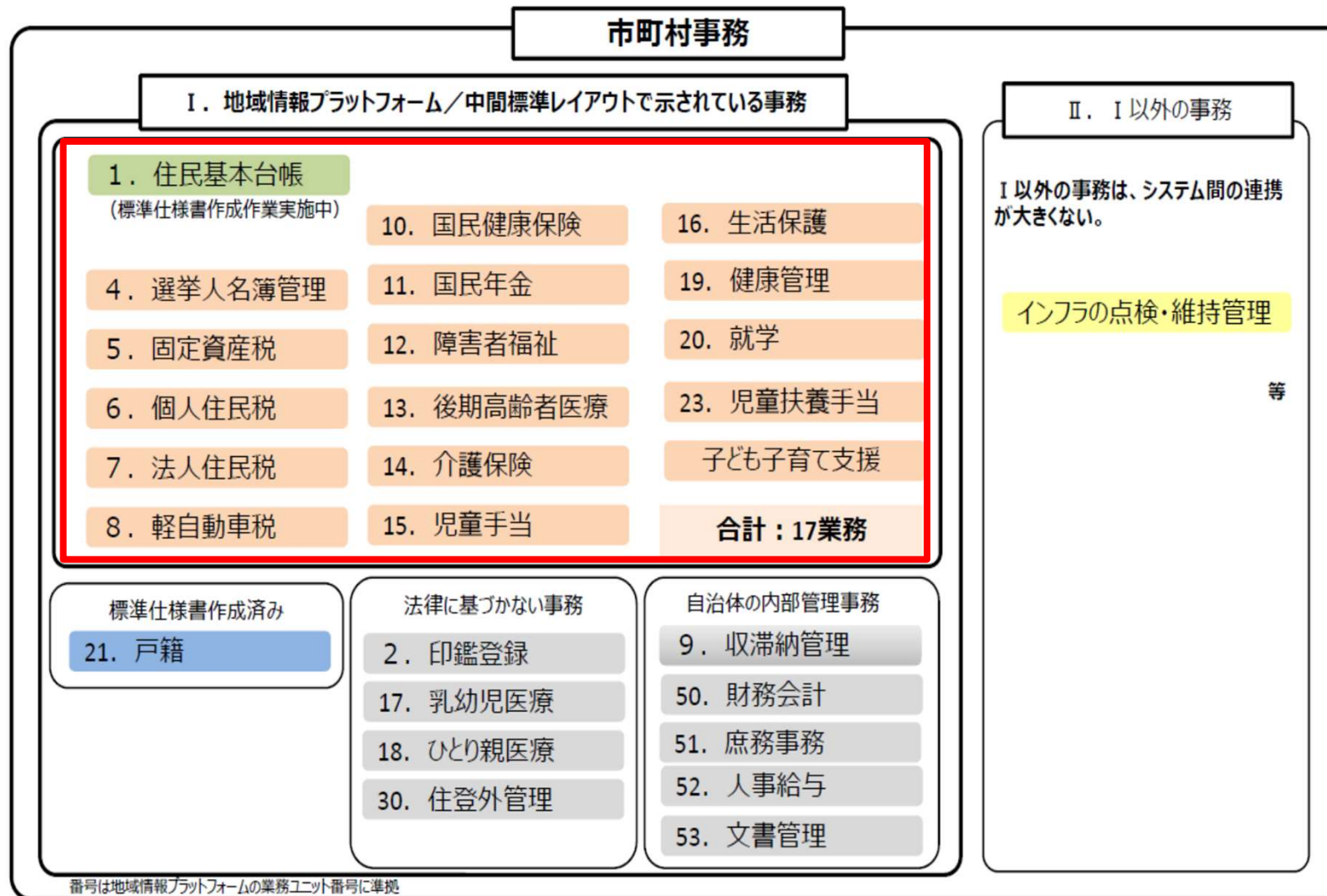
## 2.2 標準化パターン

- 標準化パターンは、介護保険・戸籍システムやAPPLIC標準仕様標準拠システムのような「標準準拠型」
- 標準仕様を国が策定

		完全統一型	ソフト配布型	統一・標準準拠型	標準準拠型	地域共同型
		全国クラウドで、同一のソフトを、全国の自治体が利用	国が標準ソフトを開発し、各自治体に配布	自治体は、全国クラウド上の標準仕様標準拠アプリを選択・利用	自治体は、標準仕様標準拠アプリを選択・利用	地域クラウドで、同一のソフトを、複数の自治体が利用
パターン	アプリ	標準ソフト	標準ソフト	標準仕様	標準仕様	範囲限定標準ソフト
	環境	統一環境(全国クラウド)	個別環境	統一環境(全国クラウド)	個別環境	個別環境(地域クラウド)
事例		マイナポータル、ハローワーク等の国のシステム	国保標準システム	?	戸籍システム、当初の介護保険システム、APPLIC標準仕様標準拠システム等	自治体クラウド
メリット/デメリット		・標準化度高い、トータルコスト安い ・稼働不安、非競争	・標準化度高い ・非競争、利用されない可能性	・競争性高い、実現性高い ・運用にやや不安	・競争性高い、実現性高い ・標準化度低い	・競争性高い、実現性高い ・標準化度低い

## 2.3 標準化対象業務

### ●法律で決められた業務であり、システムが普及している17業務



## 2.4 標準仕様の内容

### ●機能要件や非機能要件を規定

#### 1. 業務要件

#### 2. 業務フロー …… BPMNで記載

#### 3. 機能要件

##### 3.1 機能要件

##### 3.2 画面要件(必須ではない)

##### 3.3 帳票要件

##### 3.4 データ要件

##### 3.5 連携要件

#### 4. 非機能要件

##### 4.1 可用性、4.2 性能・拡張性、4.3 運用・保守性

##### 4.4 移行性、4.5 セキュリティ、4.6 システム環境・エコロジー

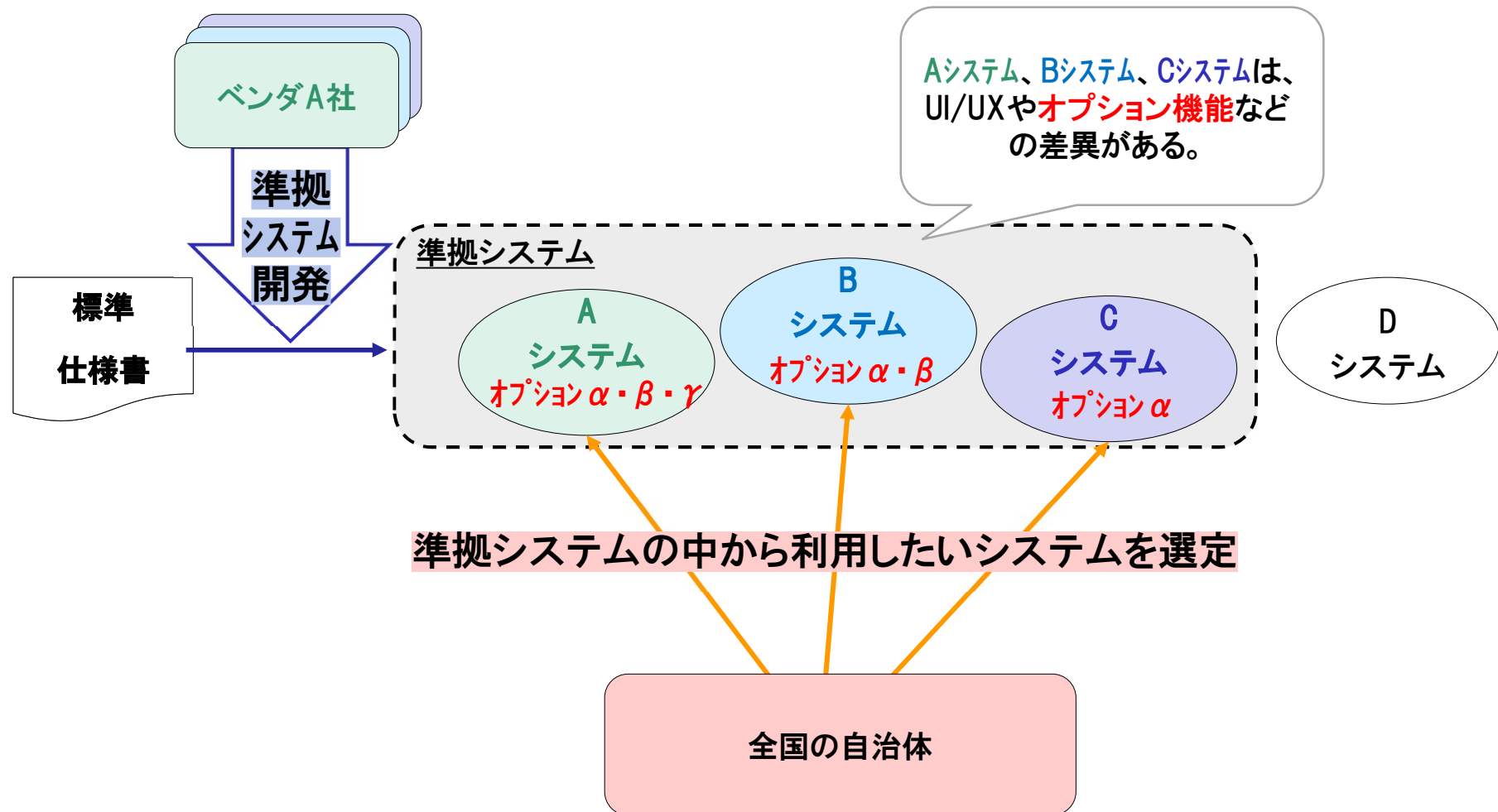
## 2.5 標準仕様の規定方式

●「ホワイトリスト方式」を採用し、実装する機能は全て記載

類型		説明	自治体	事業者
類型1	実装すべき機能・帳票 (実装必須機能・帳票)	標準仕様として実装が必須となる 機能・帳票	要求可能	実装必須 (ノンカスタマイズ)
類型2	実装しない機能・帳票 (実装不可機能・帳票)	標準仕様として実装が不可となる 機能・帳票(標準仕様書に明示)	要求不可	実装不可
類型3	<u>オプション機能・帳票</u> (実装してもしなくても良い 機能・帳票)	団体によってオプションとして実 装しても良い機能・帳票 ( <u>団体規模や住民サービスの有 無などによる業務差異を想定</u> )	要求任意	実装任意 (ノンカスタマイズ)
—	上記以外 ( <u>仕様書に規定しない</u> )	標準仕様書に掲載はしていない が、実装が不可となる	<u>要求不可</u>	<u>実装不可</u>

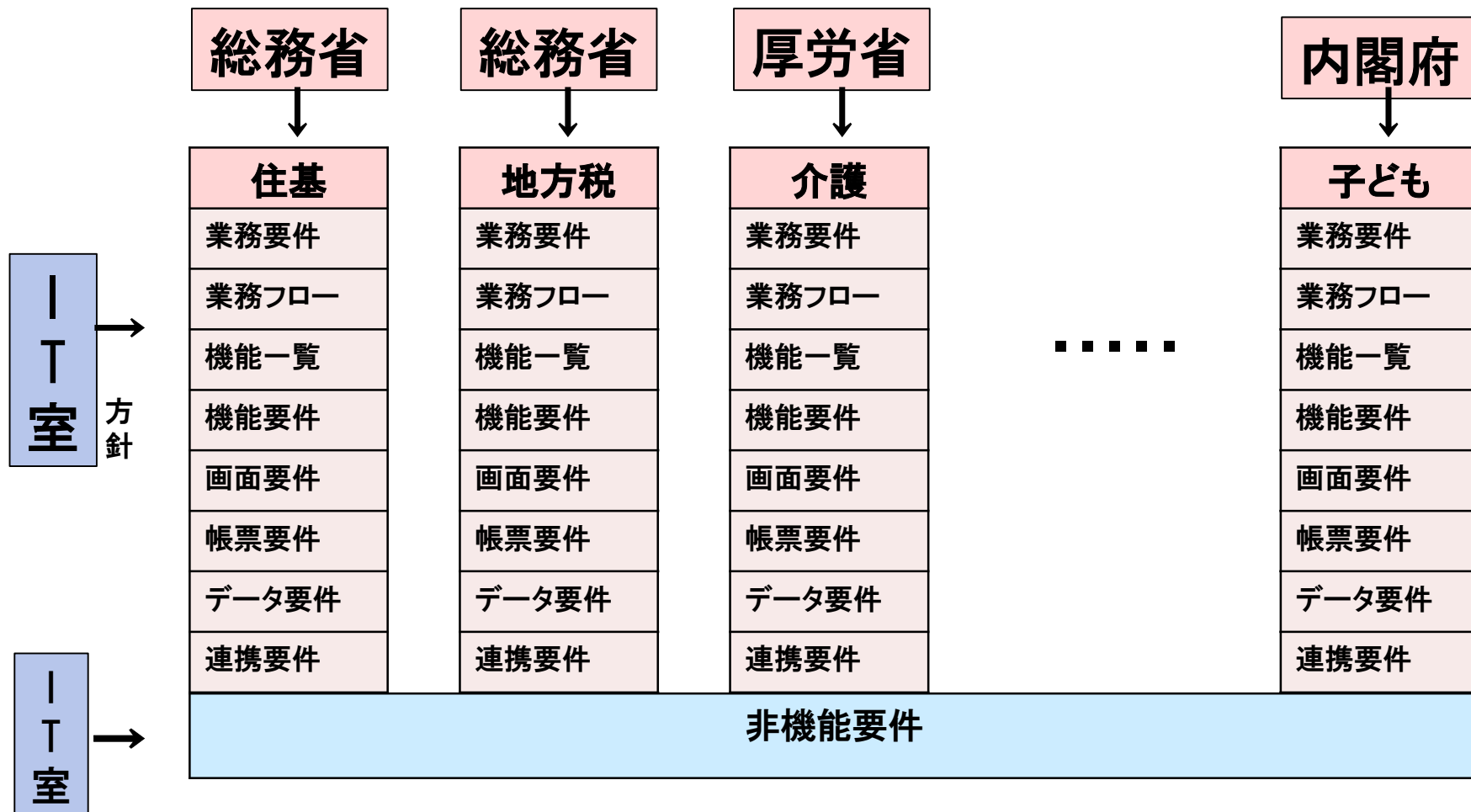
## 2.5 標準仕様の規定方式

- 自治体は、準拠システムの中から利用したいシステムを選定



## 2.6 国の役割分担

- 17業務の所管府省が機能要件やデータ要件等の基準を策定
- IT室は、非機能要件を策定



## 2.7 標準仕様策定スケジュール

- ①第1グループ … 2021年夏ごろ
- ②第2グループ … 2022年夏ごろ
- 標準準拠のシステム開発スケジュールは言及せず

	2020 R2年度	2021 R3年度	2022 R4年度
住民基本台帳	第1.0版 とりまとめ	他業務連携等調整	
第1グループ: 介護保険、障害者福祉、就学、 固定資産税、個人住民税、法人 住民税、軽自動車税		仕様作成	
第2グループ: 選挙人名簿管理、国民年金、後 期高齢者医療、生活保護、健康 管理、児童手当、児童扶養手当、 子ども・子育て支援		調査	仕様作成
国民健康保険	標準システムの課題と対応策を検討		

---

### 3. 進化する標準化のあり方

### 3.1 法による標準化の背景

●コロナ禍への対応を通じて、これまで、各省庁や自治体が、自主的かつ個別にデジタル化を進めてきたことによる課題が浮彫りになった。

#### 課題

- ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ、負担が大きい。
  - ・住民サービスを向上させる最適な取組を、迅速に全国へ普及させることが難しい。
- ※今般の新型コロナウイルス感染症対策における10万円の特別定額給付金の事務において、①オンライン申請を実現したものの、申請受付データを「紙」に出力し、システムに手で入力する団体もあったことや、②システム対応が団体によって異なりサービス開始にばらつきがあった等

#### 方向性

- ・クラウド活用を原則とし、標準準拠システムの利用を義務とすることで、新たな住民サービス等を迅速に全国に展開可能とすると共に、自治体の人的・財政的な負担の軽減を図り、地域の実情に即した住民サービスの向上に注力できるようにする。

## 3.2 標準化法の概要

- **地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(5/19:公布、9/1:施行)**
- **国が基本方針及び必要とされる機能等についての基準の策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築**

### ① 情報システムの標準化の対象範囲

- ・ 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定

※ 住民基本台帳、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、介護保険、障害者福祉、選挙人名簿管理、後期高齢者医療、生活保護、国民健康保険、国民年金、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て

### ② 国による基本方針の作成

- ・ 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- ・ 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会から意見聴取の上、方針案を作成

### ③ 情報システムの基準の策定

- ・ **所管大臣**は、①の事務の処理に利用する情報システムの**標準化のための基準(省令)**を策定
- ・ **内閣総理大臣及び総務大臣**は、**データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準(省令)**を策定
- ・ 策定時に地方公共団体の意見反映のための措置を実施

### ④ 基準に適合した情報システムの利用

- ・ 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の**省令で定める期間内に基準に適合することが必要**
- ・ ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

### ⑤ その他の措置

- ・ 地方公共団体は、国による**全国的なクラウド活用の環境整備**の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを**利用するよう努める**。
- ・ 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

### ⑥ 施行期日

- ・ 令和3年9月1日

### 3.3 標準化パターンの変更

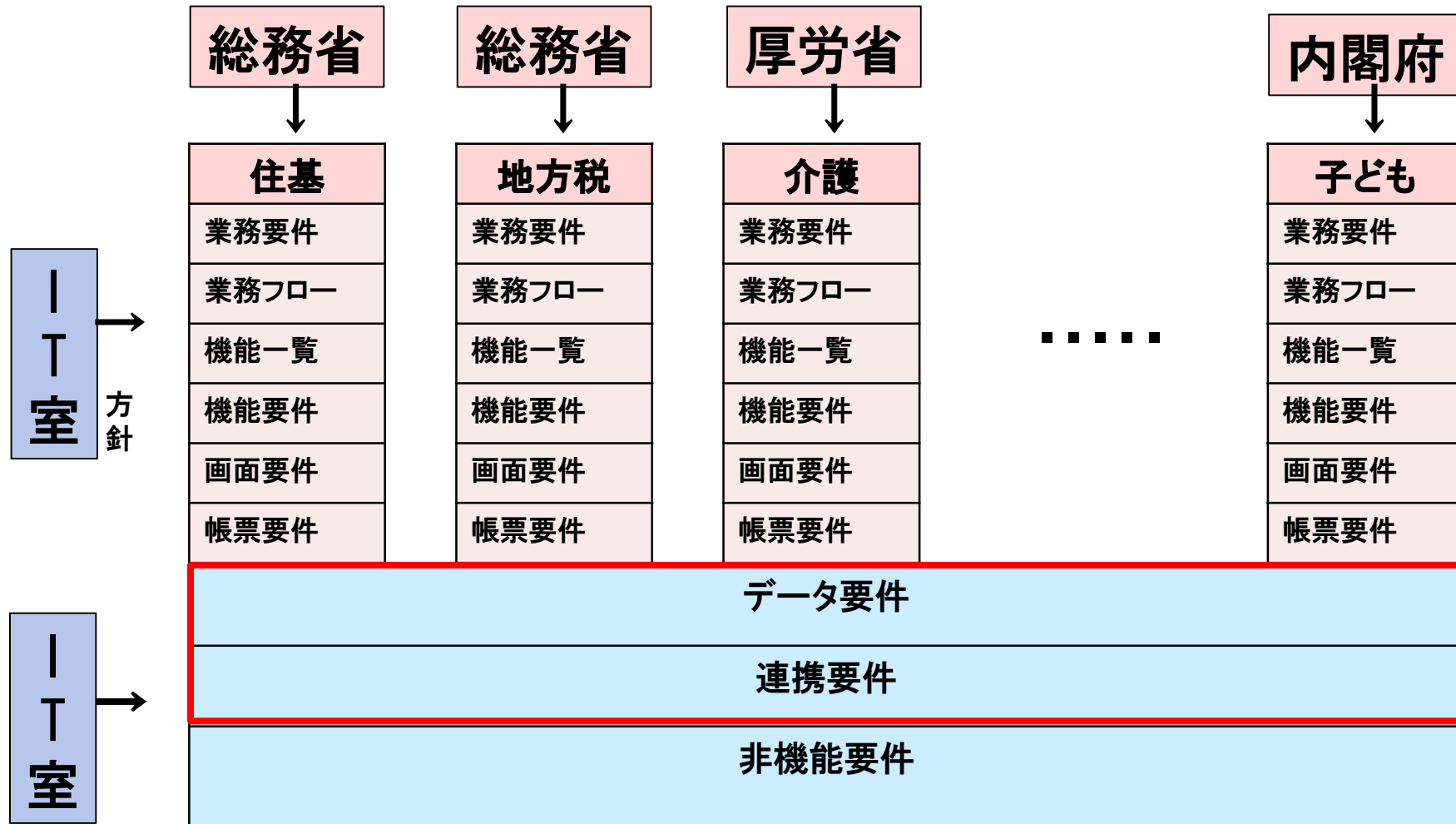
●標準化パターンは、「統一・標準準拠型」に。Gov-Cloudを国が整備



		完全統一型	ソフト配布型	統一・標準準拠型	標準準拠型	地域共同型
		全国クラウドで、同一のソフトを、全国の自治体が利用	国が標準ソフトを開発し、各自治体に配布	自治体は、全国クラウド上の標準仕様準拠アプリを選択・利用	自治体は、標準仕様準拠アプリを選択・利用	地域クラウドで、同一のソフトを、複数の自治体が利用
パターン	アプリ	標準ソフト	標準ソフト	標準仕様	標準仕様	範囲限定標準ソフト
	環境	統一環境(全国クラウド)	個別環境	統一環境(全国クラウド)	個別環境	個別環境(地域クラウド)
事例		マイナポータル、ハローワーク等の国のシステム	国保標準システム	?	戸籍システム、当初の介護保険システム、APPLIC標準仕様準拠システム等	自治体クラウド
メリット/デメリット		・標準化度高い、トータルコスト安い ・稼働不安、非競争	・標準化度高い ・非競争、利用されない可能性	・競争性高い、実現性高い ・運用にやや不安	・競争性高い、実現性高い ・標準化度低い	・競争性高い、実現性高い ・標準化度低い

### 3.4 作業方針の見直し(1)

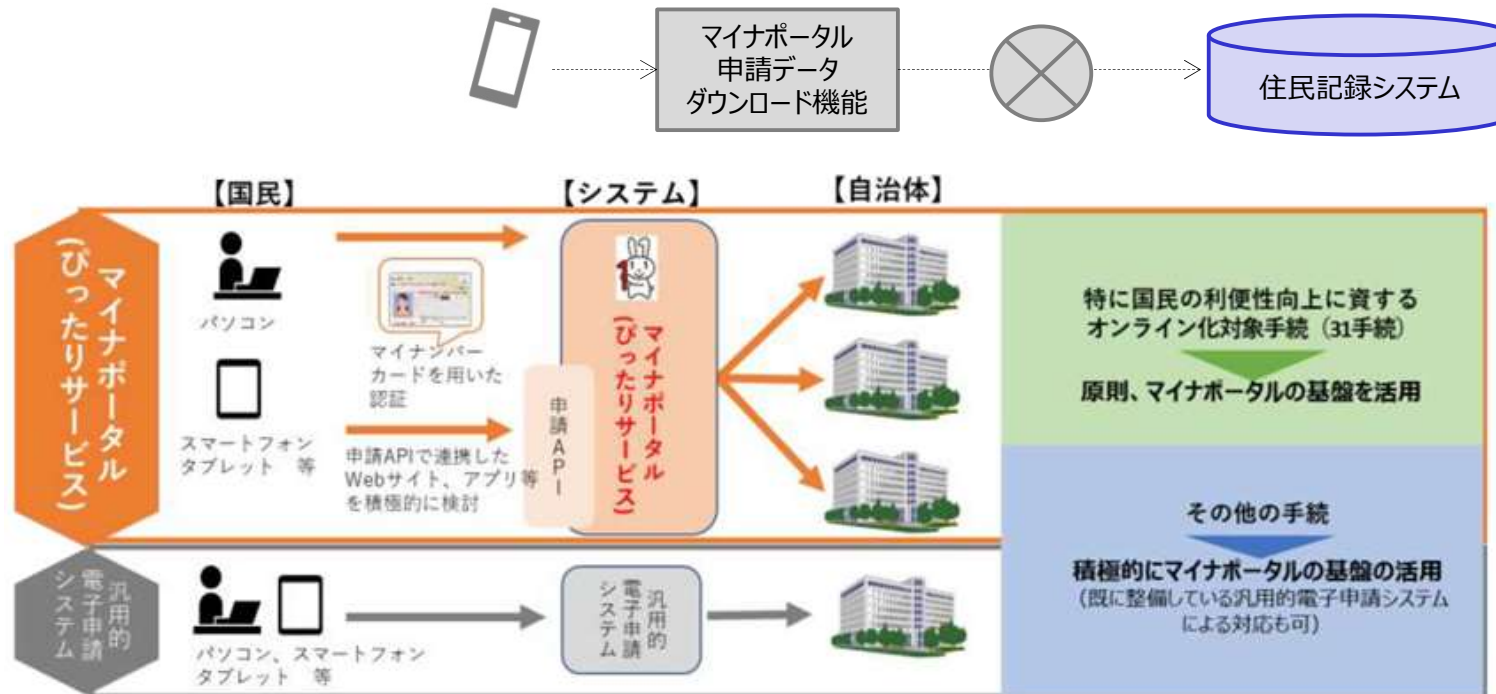
●役割分担の見直し: データ要件、連携要件も、IT室が横串を通す。



### 3.4 作業方針の見直し(2)

●機能要件の見直し：現在の業務を前提とせず、デジタル3原則(デジタルファースト、ワンスオンリー、ワンストップ)を実現する観点から、業務を見直し、機能要件を規定

- マイナポータルと住民記録システムの接続を機能要件に規定する。
- マイナポータルに入力された電子データを自動で入力する機能を【実装すべき機能】とする。



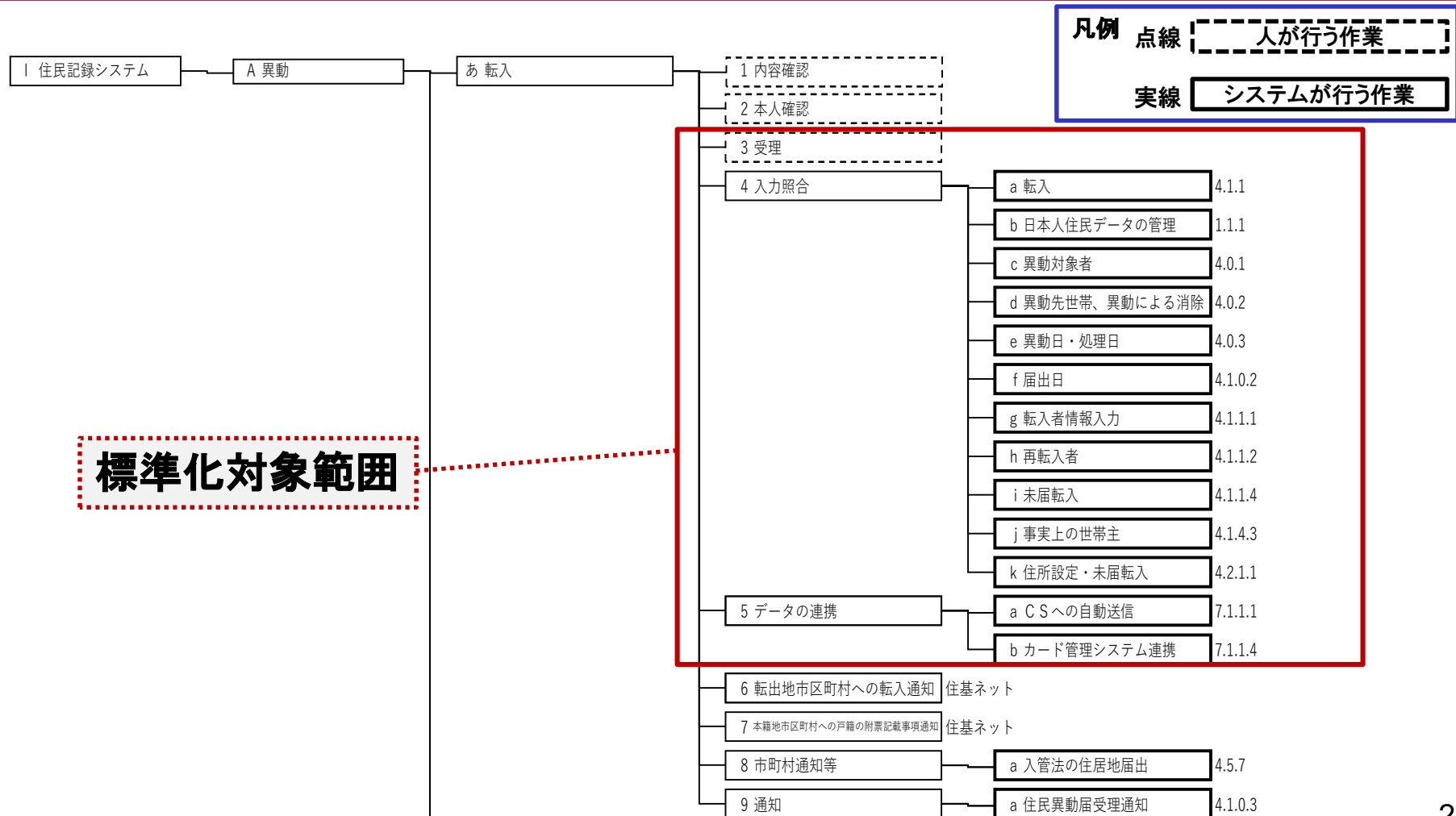
### 3.4 作業方針の見直し(3)

#### ●対象業務：印鑑登録、戸籍等も検討中



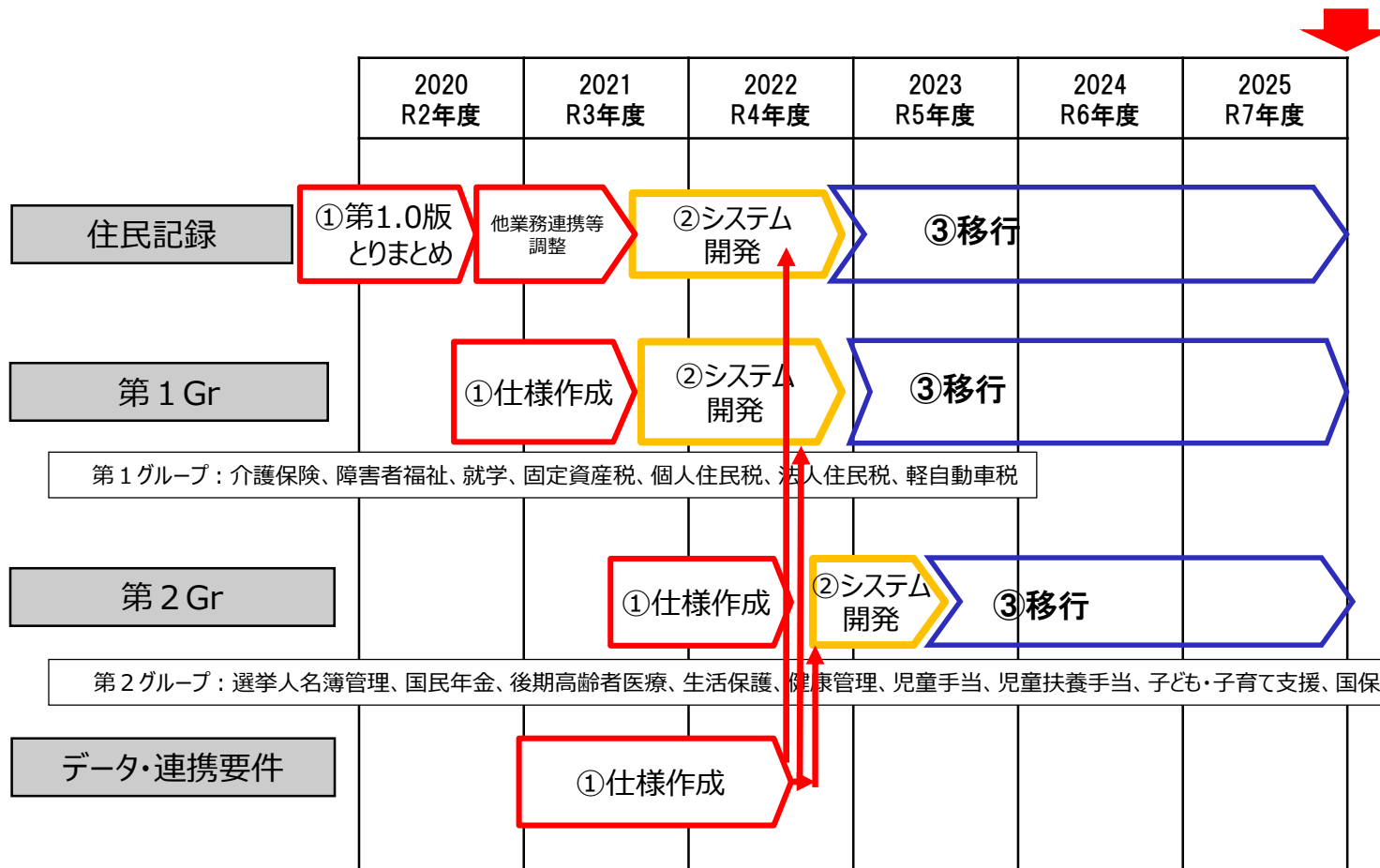
### 3.4 作業方針の見直し(4)

●「対象範囲外は、規定していない機能もシステムに実装可能」だが、わかりにくい  
 ⇒標準化対象外の業務機能も記載し、「標準化対象範囲」を枠で囲うことにより、  
 標準化の対象範囲を明確にする。



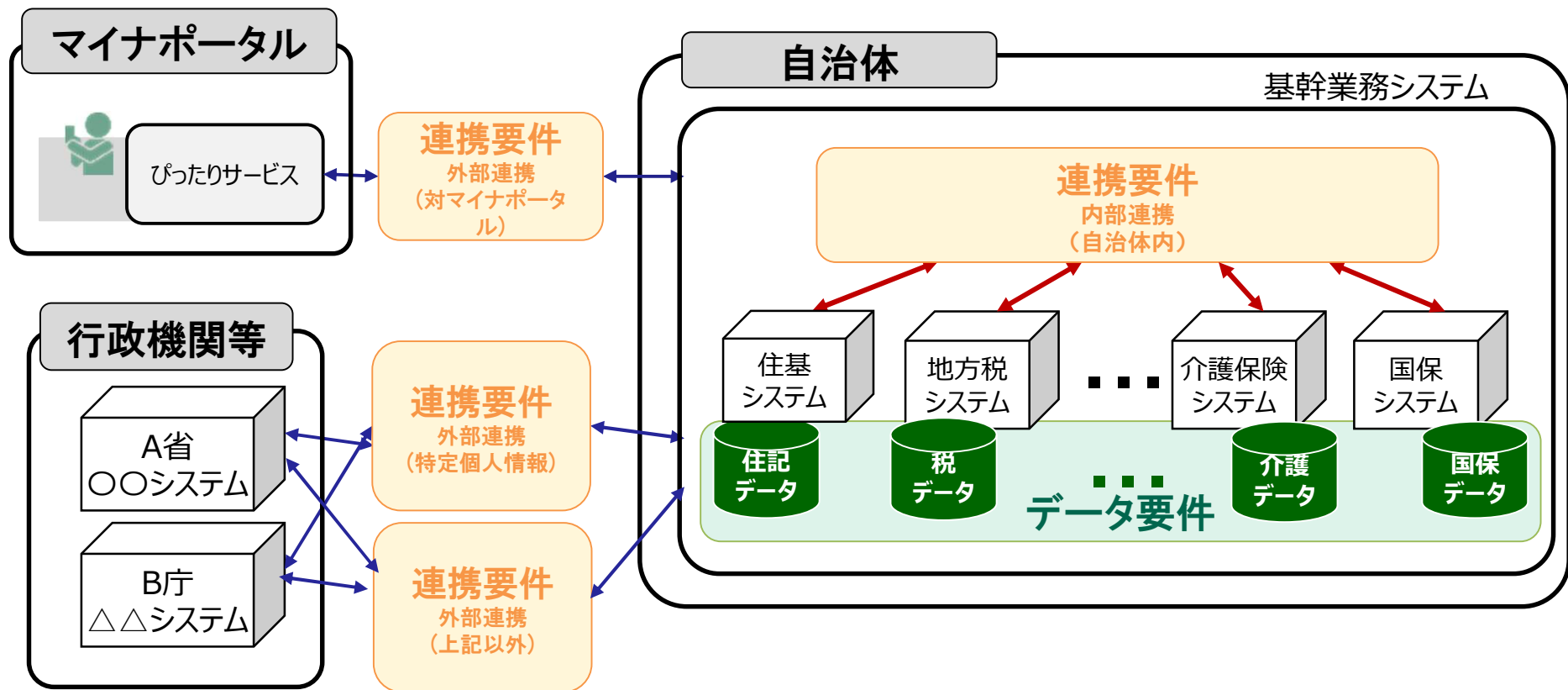
### 3.5 標準化スケジュールの規定

- ①標準仕様書作成(関係府省)・・・2021年夏(1G)、2022年夏(2G、データ等)
- ②標準準拠システム開発(事業者)・・・2022年度末頃？(1G)、2023年夏頃？(2G)
- ③標準準拠システム移行(自治体)・・・2023年～2025年度まで



### 3.6 データ要件・連携要件の検討(1)

- **データ要件**: システムが管理するデータセット(データ項目、属性)、文字要件、クラス図(中間標準レイアウトの拡充)
- **連携要件**: システム間の機能別IF(機能ID、データ集合、連携方法)、連携技術仕様(地域情報プラットフォームの拡充)



## 3.6 データ要件・連携要件の検討(2)

- 17業務間、機能・データ・連携要件間の整合をとる(データ項目ID、機能ID)
- 併せて、①法改正に迅速に対応する仕組み、②データ要件・連携要件の基準を中心に、標準準拠の適合確認の仕組みを検討

### 1.データ要件の標準

#### 1.1 データセット

##### 1.1.1 共用データセット

: データ項目ID、データ項目名、データ型等属性、データの操作権限(CRUD)

##### 1.1.2 個別データセット

#### 1.2 文字要件

#### 1.3 クラス図(操作を除く)

: データ項目ID,データ項目名

### 2.連携要件の標準

#### 2.1 機能別インターフェース

: 機能ID、機能名  
、データ項目ID、データ項目名  
、連携方法

#### 2.2 庁内システム 連携技術仕様

: 連携方式

#### 2.3 外部システム 連携技術仕様群

・データ標準レイアウト  
・マイナポータル連携仕様 等

### 3.機能要件の標準

: 機能ID、機能名

---

## 4. Gov-Cloudへの移行

## 4.1 ガバメントクラウドとは

- 「ガバメントクラウド(Gov-Cloud)」:政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス(IaaS、PaaS、SaaS)の利用環境体

### 自治体によるガバメントクラウドの活用

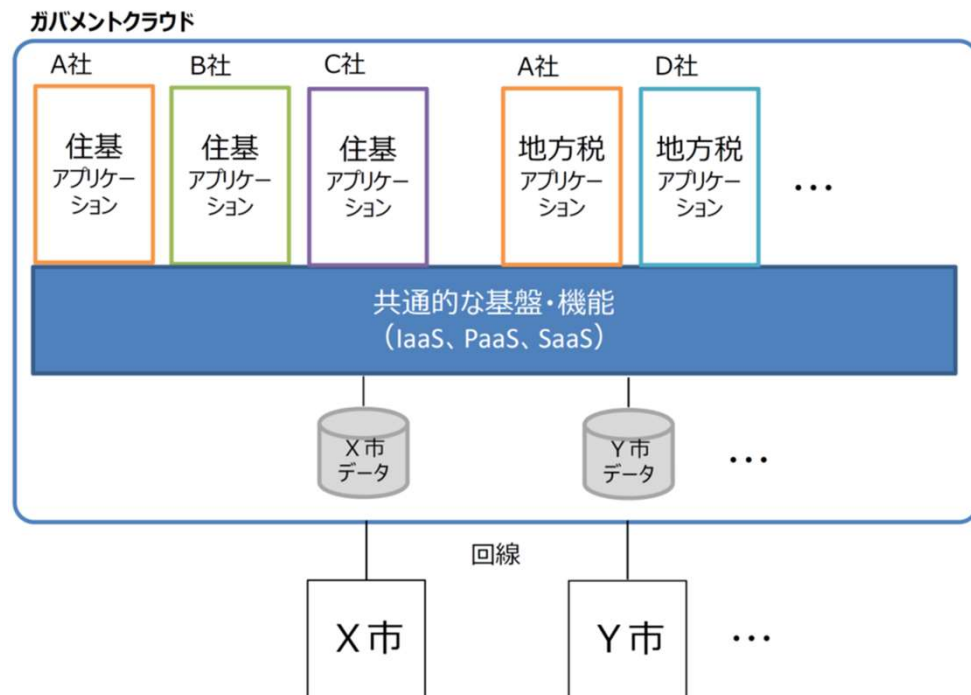
- 自治体の情報システムについても、「ガバメントクラウド(Gov-Cloud)」を活用できるよう、具体的な対応方策や課題等について検討をすすめることとしています。
- 対応方針は、次のとおりです。

① アプリケーション開発事業者は、標準仕様に準拠して開発したアプリケーションを、ガバメントクラウドに構築することができます。

※ 基幹業務等とは、基幹業務(住基、税、介護等のいわゆる17業務)のほか、これに付属又は密接に連携する業務です。  
※ 構築できる事業者やアプリケーションの要件、手続等は、今後検討・提示していきます。

② アプリケーションは、複数の事業者がガバメントクラウドに構築し、自治体は、それらの中から選択することが可能です。

③ 自治体は、当該アプリケーションを、オンラインで利用できるようになります。  
→ 自治体は、これまでのように、自らサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを所有する必要がなくなります。



## 4.2 ガバメントクラウドに関する要件

●ガバメントクラウドは、複数のクラウドサービス事業者が提供する複数のサービスモデルを組み合わせ、相互に接続する予定。政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)のリストに登録されたサービスから次の要件を満たすクラウドサービスを調達予定

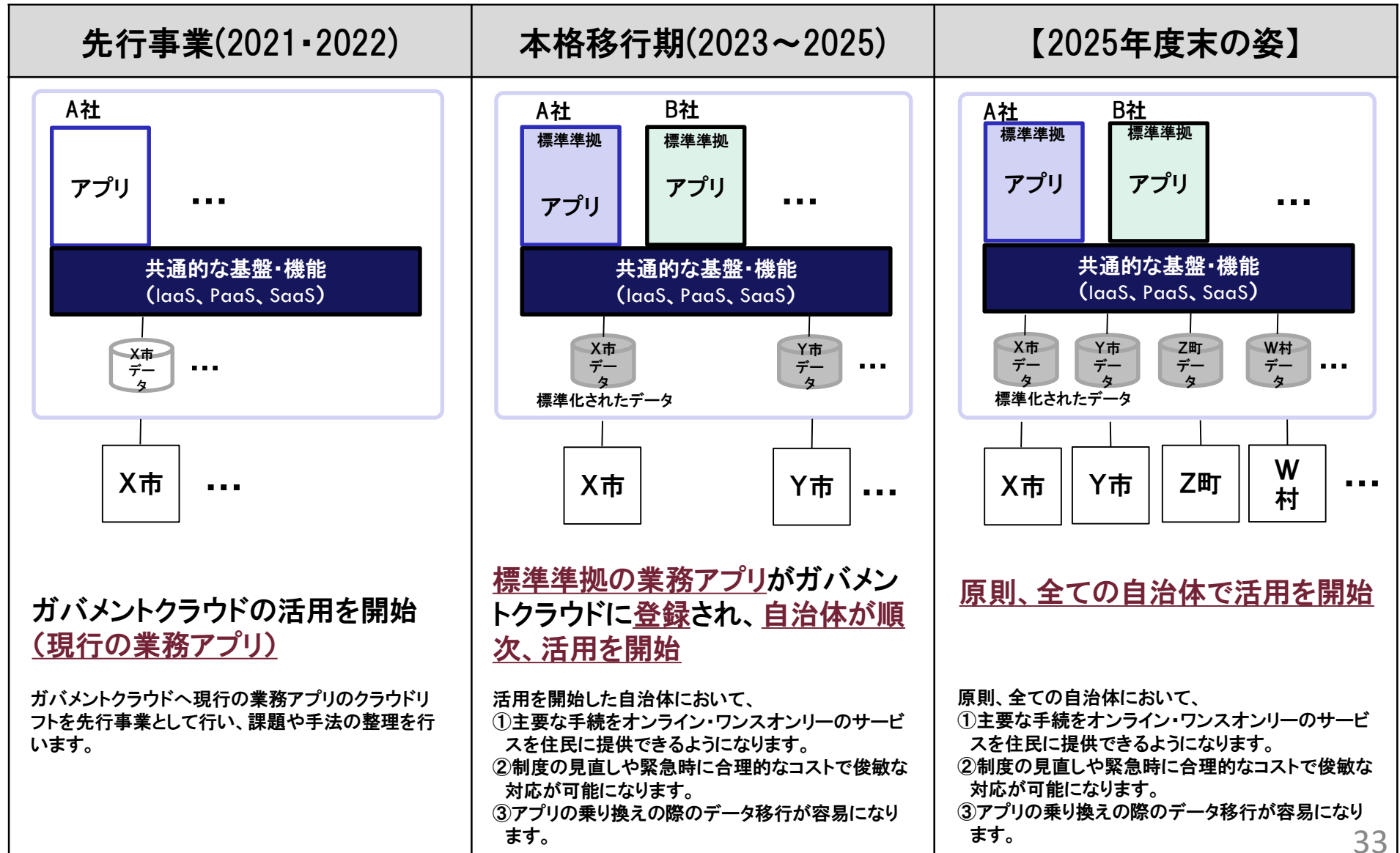
### 【現在検討中の主な要件】

- ①不正アクセス防止やデータ暗号化などにおいて、最新かつ最高レベルの情報セキュリティが確保できること
- ②クラウド事業者間でシステム移設を可能とするための技術仕様等が公開され、客観的に評価可能であること
- ③システム開発フェーズから、運用、廃棄に至るまでのシステムライフサイクルを通じた費用が低廉であること
- ④契約から開発、運用、廃棄に至るまで国によってしっかりと統制ができること
- ⑤データセンタの物理的所在地を日本国内とし、情報資産について、合意を得ない限り日本国外への持ち出しを行わないこと
- ⑥一切の紛争は、日本の裁判所が管轄するとともに、契約の解釈が日本法に基づくものであること
- ⑦その他IT室が求める技術仕様(別途ガバメントクラウドを提供するクラウド事業者の調達において提示)を全て満たすこと

(参考)ISMAPクラウドサービスリスト(2021年3月12日現在)

登録番号	登録日	サービス名	事業者名	詳細情報 ※補足
	更新期限			
C21-0001-2	2021/03/12	OpenCanvas(IaaS)	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ (法人番号9010601021385)	<a href="#">詳細</a>
	2022/01/31			
C21-0002-2	2021/03/12	FUJITSU Hybrid IT Service FJcloud	富士通株式会社 (法人番号1020001071491)	<a href="#">詳細</a>
	2022/02/28			
C21-0003-2	2021/03/12	Apigee Edge	Google LLC (法人番号3700150072195)	<a href="#">詳細</a>
	2022/04/09			
C21-0004-2	2021/03/12	Google Cloud Platform	Google LLC (法人番号3700150072195)	<a href="#">詳細</a>
	2022/04/09			
C21-0005-2	2021/03/12	Google Workspace	Google LLC (法人番号3700150072195)	<a href="#">詳細</a>
	2022/04/09			
C21-0006-2	2021/03/12	Salesforce Services	株式会社セールスフォース・ドットコム (法人番号4010401076766)	<a href="#">詳細</a>
	2022/04/14			
C21-0007-2	2021/03/12	Heroku Services	株式会社セールスフォース・ドットコム (法人番号4010401076766)	<a href="#">詳細</a>
	2022/04/14			
C21-0008-2	2021/03/12	Amazon Web Services	Amazon Web Services, Inc.	<a href="#">詳細</a>
	2022/03/31			
C21-0009-2	2021/03/12	NEC Cloud IaaS	日本電気株式会社 (法人番号7010401022916)	<a href="#">詳細</a>
	2022/04/01			
C21-0010-2	2021/03/12	KDDIクラウドプラットフォームサービス	KDDI株式会社 (法人番号9011101031552)	<a href="#">詳細</a>
	2022/04/18			

# 4.3 移行イメージ



## 4.4 先行事業(1)

- デジタル庁が調達するガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを市町村が安心して利用できるようにするため、ガバメントクラウドへの移行に係る課題の検証を行う先行事業を令和3年度及び令和4年度にかけて実施
- 検証に協力していただける市町村を公募
- 先行事業に要する費用は国が負担

政府CIOポータル:<https://cio.go.jp/node/2778>

対象市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 検証に協力していただける市町村           <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募する市町村は、協力を求めるアプリ開発事業者と共同で「先行事業計画」を作成し、IT室に提出</li> <li>・IT室が、「先行事業計画」を踏まえ、市町村の規模やシステム構成が多様な構成となるよう、対象を選定</li> <li>・複数の市町村が共同で応募することも可能</li> </ul> </li> </ul>
対象とする業務システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基幹業務等のシステム</li> </ul>
先行事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ガバメントクラウドのテスト環境に、市町村が現に利用する基幹業務システム又は市町村が導入を希望する基幹業務システムのアプリケーションをリフトし、市町村が安心してガバメントクラウドや回線を利用できることを検証</li> <li>● 検証後に、データをリフトし、本番環境に移行(現行システム)</li> <li>● 検証作業中は、市町村のサービス提供に影響を与えないように、既存システムを並行稼働</li> <li>● 基幹業務の標準仕様を各府省が策定し終えるタイミングは令和4年夏であるため、それ以降、標準準拠システムへの移行が必要(当該移行に伴う経費については、補助金の対象)</li> </ul>

## 4.4 先行事業(2)

### ●先行事業開始までのスケジュール

令和3年6月4日	<b>先行事業の公募開始</b> ※1:応募する市町村は、協力を求めるアプリ開発事業者と共同で、「先行事業計画」を作成し、IT室に提出 ※2:複数の市町村が、共同で応募することも可能
令和3年7月5日	<b>先行事業一次計画</b> ※3提出締切 ※3:先行事業実施計画、令和7年度までの移行計画
令和3年7月	今年度のガバメントクラウドのクラウド事業者 決定(予定)
令和3年8月10日	<b>先行事業二次計画</b> ※4提出締切 ※4:先行事業の概算費用 ※5:一次計画の変更が必要な場合には変更箇所を明示して提出
令和3年8月中旬	<b>採択市町村の決定</b> 、検証受託事業者の調達
令和3年9月	<b>検証受託事業者の決定</b> 、先行事業開始 ※6: <u>自治体における予算計上は必須ではない</u>

# 4.4 先行事業(4)

## ●政府CIOポータルにFAQを掲示

ガバメントクラウド先行事業（基幹業務システム）に関するFAQ

令和3年6月10日現在

分類	質問	回答	掲載日
1 応募	採択される団体数はいくつですか。採択の基準は何ですか。	具体的な団体数をお示しすることは出来ませんが、人口規模やシステム構成に応じた多様な自治体を選定する予定です。公募要項もあわせてご参照ください。	6/4
2 応募	IT室が確保している先行事業の予算総額はいくらですか。	先行事業においては、ガバメントクラウドをIT室予算において整備するほか、事業に参加する地方自治体において生じる印刷利用料やデータ移行料についてもIT室予算において検証費用としてお支払いすることを想定しています。他の事業の執行状況などにより、変動はありますが、検証費用としては、令和3年度分として概ね9億円程度を想定しています。	6/4
3 応募	マルチベンダ構成でも応募可能ですか。	システム構成に関わらず、応募が可能です。	6/4
4 応募	アプリケーション開発事業者について、地元の電算ベンダーでも参加可能ですか。システム開発ベンダである必要がありますか。	提案書にはアプリケーション開発事業者を記載してください。ただし、本事業の実施にあたり必要な作業を行わせる事業者として、他を含めることを排除するものではありません。	6/4
5 応募	先行事業計画は定められた様式がありますか。	概算費用については様式をご提示しています。それ以外の項目については様式を定めません。必須的記載事項を漏れなく記載いただきますようお願いいたします。	6/4
6 応募	アプリ開発事業者が複数ある場合は、複数の先行事業計画を作成・提出すべきでしょうか。もしくは、全体をまとめて1本の計画とすべきでしょうか。	自治体の先行事業計画として、一つにまとめて提出してください。	6/4
7 応募	資料P16「(6)公募団体における令和7年度までの標準業務システムへの移行計画」は、今回先行事業に応募するシステムのみ移行計画ですか。基幹業務（17業務）全体の移行計画ですか。	17業務全体の移行計画をお示しくください。	6/10
8 応募	複数の市町村が共同で応募する場合、代表団体を認める必要がありますか。	連絡・連携を円滑にするために、代表団体を認めてください。代表団体は、1丁室（デジタル庁）との連絡調整の窓口になっていただきます。	6/10
9 応募	複数の市町村が共同で応募する場合、先行事業計画は一つにまとめるべきでしょうか。それぞれで作成すべきでしょうか。	一つにまとめて作成してください。	6/10
10 応募	公募要項中「システム運用に自治体が一時的に責任を有する」とありますが、どのような趣旨ですか。	先行事業における検証は自治体の先行事業計画に基づいて実施します。計画の予定する検証の範囲内で本番移行のための作業も行うことを想定していますが、当該本番移行は自治体とアプリケーション開発事業者との間の契約等に基づき自治体の指示の元で行っていただく必要があります。したがって、例えば、検証の結果、本番移行が実現できないと判断される場合の費用の求償や現行システムを維持するための工数の協議は自治体とアプリケーション開発事業者の間で行っていただく必要があります。	6/10
11 応募	公募要項中「第3 応募手続 1. 応募手続 (2) 応募に必要な資料 (4)公募団体のシステムの現状（システム類型番号一覧表による分類、システム提供事業者名、パッケージの場合はその名称等）」の記載がありますが、システム類型番号一覧表とは何ですか。	経済省自治行政地域情報化企画室が行っている、自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査におけるシステム類型番号を指します。別紙を参照ください。	6/10
12 対象業務システム	メインフレーム系の基幹業務システムを使用していますが、今回の先行事業の対象になりますか。	今回の先行事業の対象から外れるものではありませんが、その移行方法等について先行事業計画にてお示しいただきます。	6/4
13 対象業務システム	先行事業において、17業務全てをガバメントクラウドへリフトする必要がありますか。	必ずしも17業務全てのシステムについてリフトを求めるものではありません。リフトするシステムの範囲は自治体においてご判断ください。	6/4
14 対象業務システム	ガバメントクラウドへリフトする業務システムの組み合わせについて、以下のA～Dのパターンはそれぞれ可能ですか。 A 基幹業務システム×1システム（例：住民） B 基幹業務システム×複数（例：住民＋個人住民税＋介護保険） C 基幹業務システム＋付属又は密接に関連する業務システム（例：住民＋印鑑登録＋戸籍） D 付属又は密接に関連する業務システムのみ（戸籍、印鑑登録）	A～Cは可能です。Dにつきましては、付属又は密接に関連する理由を先行事業計画に記載してください。Dについては、ご提案は妨げるものではありませんが、先行事業は基幹業務を対象としていますので、消極的に考えています。	6/4

令和3年6月10日現在

掲載日
6/4
6/4
6/4
6/4
6/4
6/10
6/10
6/10
6/10
6/4
6/4
6/4
6/4
6/10
6/10
6/4
6/4
6/10
6/10
6/4
6/10

27 回答	ネットワーク事業者は検証受託事業者が選定されますか。	ネットワーク事業者は検証受託事業者が選定されます。	6/10
28 回答	検証、運用のためにアプリ開発事業者がガバメントクラウドに接続することは可能ですか。その場合の仕様および費用負担はどうなりますか。	可能です。費用は先行事業の対象となりますので、回答の仕様、費用等を先行事業計画に記載してください。	6/10
29 検証	検証作業についてはどの程度の頻度、規模で行う必要がありますか。	具体的な頻度や回数は所定しません。協力される事業者とご相談いただき、どの程度の頻度・規模で検証を行う必要があるかを先行事業計画にてお示しください。	6/4
30 検証	検証受託事業者は1の事業者ですか、複数ですか。	先行事業全体で1の事業者です。	6/10

---

## 5. 自治体の移行作業

# 5.1 デジタル基盤改革支援補助金

●自治体の情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化に向けた自治体の取組を支援し、令和7年度までに「Gov-Cloud」上で基準に適合した情報システムを利用するために必要となる経費を支援

## 令和2年度第3次補正(1,509億円)

### <基金の造成先>

- 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)

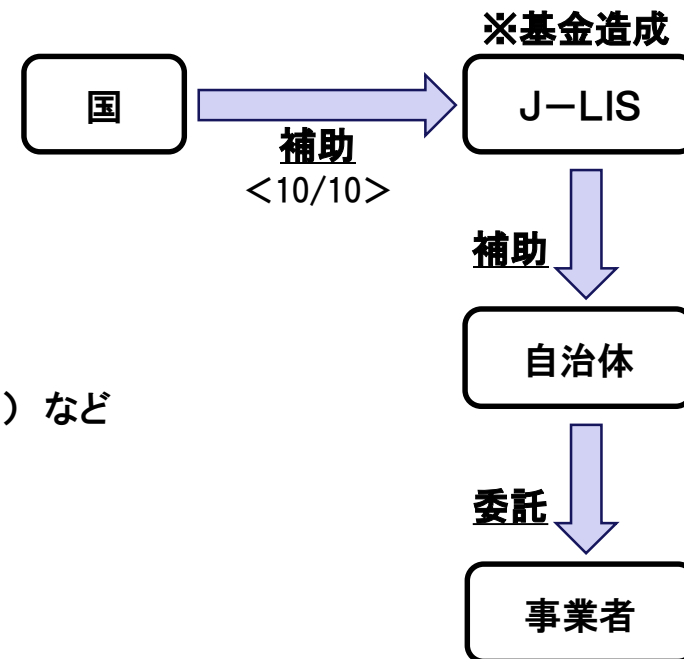
### <基金の主な用途>

- 「Gov-Cloud」への移行に要する経費
  - ・ 「Gov-Cloud」上のシステムへの移行準備経費  
(現行システム分析調査、移行計画策定等)
  - ・ システム移行経費(接続、データ移行、文字の標準化等) など

### <基金の年限>

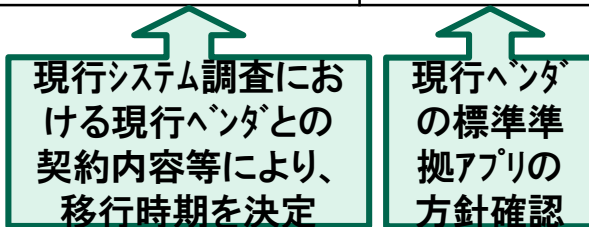
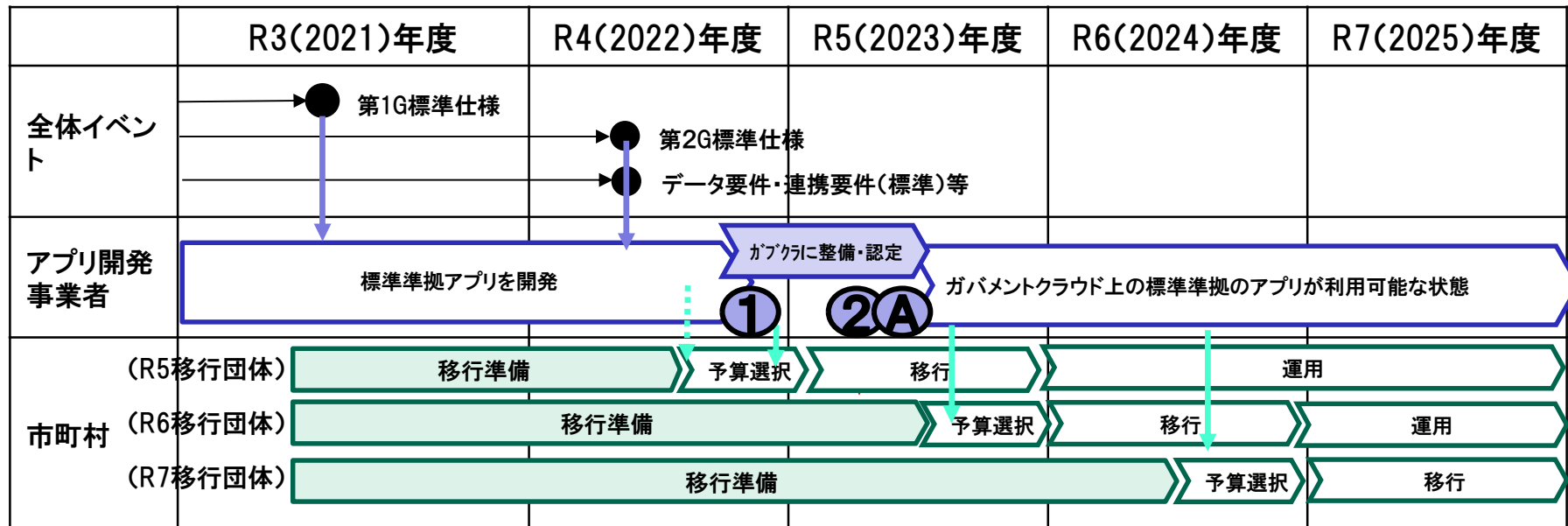
- 令和7年度までの5年間

### <施策スキーム>



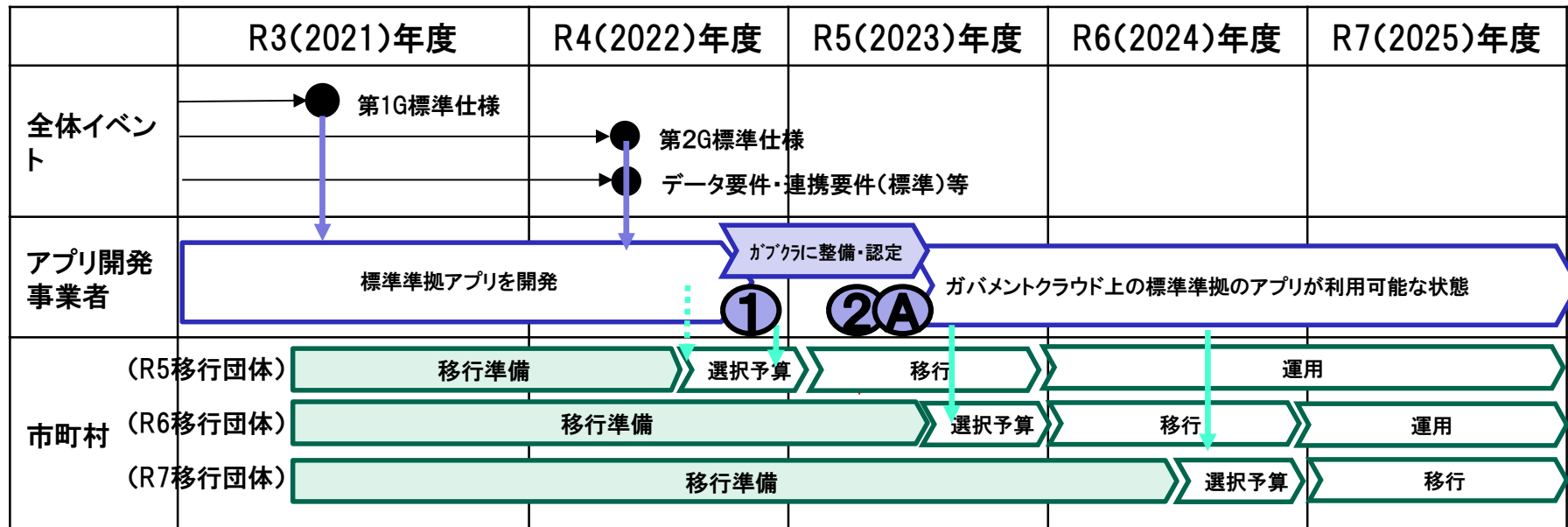
## 5.2 ガバメントクラウドへの移行スケジュール・作業1(想定)

- 「移行準備⇒予算化・選択⇒移行」を計画的、早期に実施要  
⇒まずは、現行システム調査における契約終了月を調査し、移行時期を検討する必要
- ガバメントクラウド上に標準準拠アプリを整備・認定できるのは令和5年度？  
(1G:令和4年度末？、2G:令和5年度夏？、オールインワン:令和5年度夏？)  
⇒市町村の状況に応じてアプリを選択し、移行できるのは、令和5年度～7年度
- 令和5年度の移行の「選択」はリスクーかも・・・



## 5.2 ガバメントクラウドへの移行スケジュール・作業2(想定)

- 今のうちに、「移行準備」の作業を推進することが重要
- ①標準仕様と現行業務・システムとの差異を洗い出し、標準に合わせる
- ②外字から文字情報基盤文字への同定



標準仕様と現行業務・システムとの差異を洗い出し、標準に合わせる

外字から文字情報基盤文字への同定